

記載例

(表面) 岐阜県での受給歴がある場合は記載(7桁の数字)

受給者番号 1 9 0 0 0 0 0

岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書

実際に申請を行った日

令和元年 6月 1日

岐阜県知事 様

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。
特定不妊治療費の助成が決定された場合、下記助成決定額を請求します。

対象者	夫	(ふりがな) ぎふ 岐阜 たらう 太郎	昭和 58年 1月 1日 (36歳)	申請日時点の満年齢
	妻	(ふりがな) ぎふ 岐阜 はなこ 花子	平成 昭和 59年 1月 2日 (35歳)	
	申請者住所	〒500-8570 (日中可能な連絡先を記入してください) 各務原市那加不動丘1-1 電話 090 (1234) 5678		
	配偶者の住所が異なる場合は記載	〒503-0838 申請者の夫(妻)の住所が異なる場合は記載してください 大垣市江崎町422-3 電話 080 (1234) 5678		

申請者氏名 岐阜 花子 印 岐阜 太郎 印

自署の場合は押印がなくても可

申請額 (男性不妊治療分除く) 金 300,000円

申請額 (男性不妊治療分) 金 円

申請額合計 金 300,000円

申請額は、助成上限額の範囲内で記載してください。→治療方法Bを実施し、治療費が50万円(※「受診等証明書」における領収金額)であった場合、15万円(初回助成の場合30万円)と記載します。また、治療費が、上限を下回る場合は、受診等証明書の領収金額を記載してください。→治療方法Eを実施し、治療費が12万円の場合は、12万円を記載します。

<ご注意>市町村独自の助成申請を先に行った場合
県への助成申請の前に、市町村へ助成申請を行った場合、治療費から市町村からの助成(見込み)額を差し引いた金額が、本事業の助成の対象の治療費となります。
例:治療方法Aを実施し、治療費は30万円、市町村に10万円の助成申請済み→助成の対象となる治療費:20万円。申請額は15万円(初回の場合は20万円))

過去の助成の有無等(該当する箇所に○を付けるか、又はご記入ください)

岐阜県以外で受けられた助成回数も、通算の助成回数に含みます。

【男性不妊治療分除く】
・ ない ・ **ある** ある場合、過去 (**2**) 回受けた
助成金を受けた自治体は (**当県**)

【男性不妊治療分】
・ **ない** ・ ある ある場合、過去 () 回受けた
助成金を受けた自治体は (当県・市・県)

岐阜市、愛知県など、他の都道府県等から助成を受けた場合は、こちらに記載してください。(県内市町村(岐阜市を除く)独自助成は含みません。)

振込先(受給歴のある方は1か2を選択、新規の方は2に記入してください。)

1 前回の振込口座と同じ(口座番号等の記入は不要) ※申請者が必ず前回と同一であること。

2 下記口座に振り込み(新規及び振込先を変更する場合は記入してください。)

金融機関名	銀行 農協	本店 代理店
	〇〇〇 全店 組合	××
預金種別	普通 当座	支店 出張所
	(ふりがな) 必ず、申請者名義の口座にしてください	ふ、 はなこ)
	口座名義人(※申請者本人名義)	岐阜 花子
口座番号(左記記入)		1 2 3 4 5 6 7

申請受理年月日 年 月 日 (承認・不承認) 決定年月日

ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店番を記載。(例:二四八など)

- 注) 太枠の中をご記入ください。(添付書類)
- 岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第7号)
 - 特定不妊治療(男性不妊治療含む)を受けた医療機関発行の領収書
 - 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
 - 夫及び妻の住所が確認できる書類
 - 夫婦の婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本等)【原則1回提出】
 - 夫及び妻の児童手当法施行令の控除が確認できる所得(課税)証明書

助成決定額

(裏面)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- | | |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで | II 妊娠から出産まで |
| (1) 患者(女性)の年齢 | (4) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因 | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 | |

受給歴について他の自治体に確認を行うことに関する
説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。(岐阜県以外の自治体における支給回数も含みません。)

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

また、今回の特定不妊治療につき、本県からの助成金申請とは別に、県内市町村等から既に助成金の交付を受けた(交付申請中も含む)場合には、重複して助成を行うことを避けるため、市町村等での助成金額について照会を行うことがあります。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。